

TIMSUN “もっと”あんしん保証 利用規定

TIMSUN “もっと”あんしん保証(以下、「本サービス」という。)とは、ご購入いただいたタイヤを対象とした、タイヤパンク時の新品タイヤ交換サービスを提供する株式会社カスタムジャパン(以下、「弊社」という。)のオリジナルのアフターサービス保証です。

利用可能なサービスや利用可能期間は本規定にて、下記条項の通り定めます。詳しい利用条件は本規定をご確認いただくか、各ショップにてお問い合わせ先までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

第1条【本サービスのタイヤパンク時の新品タイヤ交換】

(1) 本サービスのタイヤパンク時の新品タイヤ交換として、第2条に定める本サービスの保証期間に日本国内において偶然な単独事故あるいは第三者による人為的な損傷(以下、「事故」という。)によりタイヤが次の各号の損害を被った場合に、購入者(以下、「甲」という。)に対して本サービスを提供します。なお、本サービスの保証期間を超えての利用、ご利用いただかなかった分の繰り越しご利用はいただけません。また、本規定で定める本サービスの終了事項に該当した場合、サービスの残存期間・回数に関わらずいかなる事由においても返金は致しかねます。

1. タイヤパンク保証の対象について(事故の定義)

タイヤパンクとは、弊社より購入した全てのタイヤを対象とし、タイヤのパンクが発生した場合のみ対象とします。保証するタイヤはTIMSUNタイヤのみ、弊社提携店舗で交換作業をされた車両のみが保証の対象となります。パンクに伴うタイヤ以外の損害(車体、部品、ホイールなどの傷の補修費用)やレッカー代、タイヤ交換等の費用は対象となりません。

2. 対象となる事故例は下記の通りです。

- ・ 釘を踏んでタイヤがパンクしてしまった。
- ・ 縁石に乗り上げた結果、タイヤがパンクしてしまった。
- ・ いたずらでタイヤをパンクさせられてしまった。
- ・ 高速走行中にバーストしてしまった。

(2) 本サービスは、タイヤパンクについて保証の対象とし、その他の費用についてはお客さま負担となります。

(3) 本サービスの提供は、TIMSUNの新品タイヤの提供にて保証するものとし、お客さまに対する金銭の交付は行いません。

(4) 本サービスの提供における新品タイヤのグレードは、タイヤパンク損害が発生したタイヤと同水準以下のグレードとします。

(5) 上記(4)にて規定するグレードとは、弊社の社内判断基準によるものとします。

第2条【本サービスの提供方法と期間】

(1) 甲は、第1条各号に掲げる損害が発生した場合、弊社に対して、タイヤパンク損害が発生したタイヤについて、同等もしくは同グレードのTIMSUNタイヤへの交換を求めることができるものとします。ただし、甲は弊社が提携する店舗に対して、当該損害の修理前に申し出なければなりません。

(2) 甲が当該損害の修理・タイヤ交換後に弊社に対して新品タイヤ提供を申し出た場合、本サービスの提供はできないものとします。

(3) 本サービスの保証期間は、以下の通りとします。

① 弊社提携店舗でタイヤ交換後、3ヶ月間以内

② 上記①にかかわらず、甲が車両売却、車両譲渡をおこない、車両の名義変更が発生した場合は、その時点で、本サービスの提供は終了いたします。

(4) ただし、事故発生日から1ヶ月以内に、甲より弊社提携店舗に対して申し出が無かった場合、本サービスは受けることができないものとします。

(5) 保証の対象となるタイヤは、甲が弊社提携店舗から購入したTIMSUNタイヤのみとし、車両にもともと付帯されていたタイヤは対象外となります。

第3条【本サービスの提供回数】

本サービスの保証期間中で、タイヤパンク時の新品タイヤ交換について1申込み車両につき1回に限り、本サービスを受けることができるものとします。

第4条【新品タイヤ交換時のルール】

甲は、次の各号に従い、本サービスの提供を受けることに同意するものとします。

(1) 新品タイヤ商品は弊社が指定するTIMSUNタイヤ(同水準以下のグレード)を取付店舗で交換するものとします。

第5条【本サービスを提供しない場合】

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。

① 弊社に申し出が無く、TIMSUNもしくは他社の新品タイヤへ交換された場合

② 本サービス対象者以外の者からサービス提供の請求がなされた場合

(2) 次の事由によって生じた事故

① 甲または甲の許可を得て車両を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 地震もしくは噴火またはこれによる津波

③ 核燃料物質(使用済み核燃料を含みます。以下、同様。)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故

④ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類いの暴動

⑤ 差押さえ、没収など国または公権力の行使

⑥ 詐欺または横領

⑦ 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回転、荷物の過積載等)

⑧ 法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している間に生じた事故

⑨ 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(消耗部品・油脂類の消耗、劣化、浸食、磨減、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、磨減、錆び等)によって生じた車両

の損傷

(3) 次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、本サービスの提供を受けることができません。

- ① 故障 (偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的な損傷をいいます。)
- ② 盗難・破損・汚損等パンクを伴わずタイヤ (ホイール、チューブを含みます。) に生じた損傷
- ③ 車両に法令等で禁止されているにも関わらず定着または装着されているものに生じた損傷および当該ものに起因して生じた損傷

第 6 条【車両保険との関係】

甲が本サービスの対象となる損害に対し、車両保険を利用される場合は本サービスの提供は行いません。

第 7 条【第三者からの賠償との関係】

甲が本サービスの対象となる損害に対し、第三者からの賠償により補償される場合は、本サービスの提供は行いません。

第 8 条【利用規定の改定】

本規定 (約款) は予告なくいつでも変更ができるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の規定が適用されるものとします。

第 9 条【個人情報の使用目的および第三者提供】

弊社は、本サービス引受けの判断および本サービス履行の目的で、甲の個人情報を第三者に提供することがあり、前記目的以外には当該個人情報は使用しません。

2017年11月07日 制定

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社カスタムジャパン (平日 13 : 00 ~ 17 : 00)

MAIL : info@customjapan.jp